

2016年11月4日

[件名] 奄美群島国立公園（仮称）の指定及び公園計画決定案に関する意見
[宛先] 環境省自然環境局国立公園課
[氏名] 一般社団法人／日本哺乳類学会／哺乳類保護管理専門委員会／委員長浅野玄
[郵便番号・住所] 501-1193 岐阜県岐阜市柳戸 1-1 岐阜大学応用生物科学部
[電話番号] 058-293-2933
[FAX 番号] 058-293-2933
[FAX 番号] 058-293-2933
[e-mail] asanojr@gifu-u.ac.jp

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)指定書」P1 下から 6 行目

<意見内容>

「・・・懐中景観探勝・・・」を「・・・海中景観探勝・・・」(海に替える)

<理由>

変換ミスのため.

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)指定書」P1 の下から 4-5 行目

<意見内容>

「このほか、アマミノクロウサギなど本地域固有の動物等の観察を目的とした利用も行われており、利用性に富んでいる。」→この部分を削除する.

<理由>

「④利用（大人数による利用が可能）」という項目の現状説明である。アマミノクロウサギや他の希少・固有生物の観察は決して大人数利用が可能ではなく、大人数利用による弊害も多く、むしろ立ち入り規制が必要な状況にある。大人数による利用が可能だと誤解を生じる恐れがあるため.

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)指定書」P2 の上から 5 行目

<意見内容>

「・・・積極的に管理してその健全性の維持・回復」→「・・・積極的に管理して、その

健全性の維持・回復」

<理由>

句読点を挿入したほうが読みやすいため.

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)指定書」P5の上から14-16行目

<意見内容>

原案の記載を下記の改定案のようにすべきである.

原案:「…略…アマミノクロウサギ, アマミトゲネズミ, ケナガネズミなどは IUCN (国際自然保護連合) のレッドリストにも掲載され国際的にも絶滅が懸念されている。」

改定案:「…略…アマミノクロウサギ, アマミトゲネズミ, トクノシマトゲネズミ, ケナガネズミなどは IUCN (国際自然保護連合) のレッドリストにも掲載され, 国際的にも絶滅が懸念されている。」

<理由>

トクノシマトゲネズミも IUCN のレッドリストに Endangered として記載されている. 本種の生息状況は, アマミトゲネズミと比べても極めて危機的な状況であり, 種名をあげて示す価値を有しているため.

また, 「…レッドリストにも掲載され, 国際的にも…」と句読点を挿入したほうが読みやすいため.

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)指定書」P5の第4パラグラフ後半

<意見内容>

国内外来種のニホンイタチによる影響も記述すべきである.

<理由>

奄美群島国立公園の指定地域では, 喜界島, 沖永良部島, 与論島で国内外来種のニホンイタチが定着しており, 与論島の調査ではニホンイタチの影響(捕食)による在来種の絶滅が指摘されているため.(中村泰之, 2016「奄美群島の自然史学(東海大学出版会)」p 351-369; 太田英利ほか, 2015「南西諸島の生物多様性, その成立と保全(南方新社)」p18-27)

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)計画書」P1の下から14行目

<意見内容>

「a 固有又は希少な動植物の保護」に関する記載で、「・外来生物による固有又は・・・」の次に、「・新たな外来生物の侵入を防止するとともに、早期発見のためのモニタリング体制を構築する。」という箇条書きを追加すべきである。

<理由>

外来生物の侵入は、奄美群島の生態系の主な脅威となっており、現在定着している外来生物対策は、今後の生態系を健全に保つためにも当然ながら不可欠な方策である。一方で、今後、国立公園指定に伴う、人や物資の流入の増大により、新たな外来種の侵入リスクが増大すると考えられる。しかし原案には、こうした懸念に対しての方針が記載されていない。新たな外来種の侵入に早急に対応するためにも、基本方針において対策方針について記載すべきであると考えられるため。

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)公園計画書」P1-5の「基本方針」

<意見内容>

奄美大島では北部(龍郷町)の国立公園区域と中南部(奄美市など)の国立公園区域、徳之島では北部(天城町)の国立公園区域と南部(徳之島町)の国立公園区域が、それぞれ地理的に離れて指定されている。しかし、両島嶼における希少野生動物(アマミノクロウサギや希少齧歯類など)個体群の保護の観点では、生息地が分断された状態で国立公園地域が指定されていることは問題である。それぞれの島嶼で、今後生息地を連結させるために、分断された国立公園区域間を生息地コリドーで連結するなど、国立公園区域の拡大や周辺部の希少野生動物の生息地の保全担保措置を講ずる必要がある。」等の文章を追加すべきである。

<理由>

希少野生動物では、生息地の分断によって、地域絶滅や小集団化による遺伝的多様性の劣化が起きる。このため、積極的な保全措置の1つとして、分断された生息地の連結を行って個体群の交流や個体数の回復を図ることが重要である。島嶼という小さな生息地における希少野生動物個体群の保全のためには、島嶼全体を生息地として保全することが理想である。これらのことから、国立公園区域内の生息地保全のみならず、国立公園区域周辺部や分断された国立公園区域間での生息地保全担保措置が必要であるため。

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)公園計画書」P1-5の「基本方針」

<意見内容>

外来生物対策については、P1「(1) 保護に関する基本方針」に簡単に触れられているだけで、P3「(2) 保護規制計画」に記述がない。このため、P3「(2) 保護規制計画」においても、

より具体的対策の記述をすべきである。とくに、奄美大島や徳之島では、国立公園区域内やその周辺部でのノネコやノラネコによる希少種への捕食など悪影響が起きており、対策方針の記述が必要である。

<理由>

外来生物に関して、本学会ではとくに奄美大島と徳之島のノネコ問題に対して要望書を提出している（2015年1月5日付。環境大臣・鹿児島県知事宛「奄美大島と徳之島におけるノネコ対策緊急実施についての要望書」）

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)公園計画書」P8の最終行-P9の1行目

<意見内容>

原案の記載を下記の改定案のようにすべきである。

原案:「iii)森林内での探勝利用については、自然環境及び野生生物への悪影響を考慮して、必要に応じて利用ルールの検討を行う。」

改定案:「iii)森林内での探勝利用については、自然環境及び野生生物への悪影響を考慮して、必要に応じて利用ルールの策定・実施を行う。」

<理由>

徳之島は森林面積が小さく、希少生物の生息地が限られている。利用ルールが存在しない状況での森林の探勝利用は、森林生態系へ与える負の影響が極めて大きい。ルールの「検討」ではなく「策定・実施」とし、実効性のある利用施設計画とすべきであるため。

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)公園計画書」P40-53(表7:第2種特別地域内訳表)のP49「徳之島北部山地」

<意見内容>

本計画案では、アマミノクロウサギ等の希少種が生息する島北部の金見山を中心とした地域が指定地域外となっている。同地域を「第2種特別地域」指定地に含めるべきである。

<理由>

森林面積が限られており、バッファゾーンの無い徳之島において、金見山を中心とした地域の森林域は、北部山地の主要な森林を保全する上で重要なバッファゾーンとなり得る森林である。その上、当該地域にもアマミノクロウサギをはじめとする希少種が生息している。徳之島の森林生態系を保全する上で、欠かすことができない貴重な地域と考えられる。そのため、金見山を中心とした地域を「第2種特別地域」指定地に含めるべきである。

[意見]

<該当箇所>

「奄美群島国立公園(仮称)公園計画書」P40-53(表7:第2種特別地域内訳表)のP49「徳之島北部山地」およびP50「徳之島中部山地及び山麓部」

<意見内容>

計画書では、トクノシマトゲネズミ、ケナガネズミ、アマミノクロウサギ、クロイワトカゲモドキといった希少生物が多数生息する地域が「第2種特別地域」に指定されている。「第2種特別地域」は、規制される行為については「許可制」であるものの、「生態系の保護と森林施業と調整を図る地域」とされている。よって、今回の計画で「第2種特別地域」に指定されても、「徳之島北部山地」と「徳之島中部山地及び山麓部」の両地域における生態系の保全が十分に担保されるか懸念がある。各種行為に係る許可基準がより厳しい「第1種特別地域」指定地を含めるべきである。

<理由>

計画書において、島中部を占める広大な「第2種特別地域」では、トクノシマトゲネズミ、ケナガネズミ、アマミノクロウサギ、クロイワトカゲモドキなどの希少動植物が多数生息・生育している地域である。森林面積が非常に限られている徳之島での生態系保全における大きな課題は、バッファゾーンとなりうる森も乏しいことである。今後、徳之島の森林域の保全においては、現存の森林域を維持するだけでなく、さらに拡張を図って、健全な森林生態系の回復に努めることが求められるため。

以上

トピックス一覧 新着情報一覧 報道発表一覧 環境Q&A

ホーム | 環境省のご案内 | 政策分野・行政活動 | 環境基準・法令等 | 白書・統計・資料 | 申請・届出・公募 | 報道・広報

報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 奄美群島国立公園（仮称）の指定及び公園計画の決定等に関する意見の募集について

平成28年10月6日

自然環境

この記事を印刷

奄美群島国立公園（仮称）の指定及び公園計画の決定等に関する意見の募集について

環境省が奄美群島国立公園（仮称）の指定及び公園計画を決定すること等について、皆さまからご意見を募集します。

1 背景

奄美群島は、国内最大規模の亜熱帯照葉樹林、アマミノクロウサギなどの固有又は希少な動植物、琉球石灰岩の海食崖や世界的北限に位置するサンゴ礁、マングローブや干潟など多様な自然環境を有しています。

平成22年度に実施された国立公園総点検事業においては、当該地域のこれらの自然環境が我が国を代表する傑出された地域であると高く評価され、新規に国立公園の指定を行う候補地として選定されました。

このような評価を受け、奄美群島について、自然環境に関する情報をさらに収集・分析した結果、我が国を代表する傑出した景観を有する地域として、新たに奄美群島国立公園を指定するものです。なお、既に指定されている奄美群島国立公園の一部地域を本国立公園に編入し、国立公園の指定を解除します。

2 意見提出手続

(1) 問い合わせ先

環境省自然環境局国立公園課

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03-5521-8279

環境省那覇自然環境事務所

住所 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階

電話 098-836-6400

(2) 意見を募集する内容

奄美群島国立公園（仮称）の指定及び公園計画決定案

資料1-1 「奄美群島国立公園（仮称）の指定書及び公園計画書（環境省原案）」

資料1-2 「奄美群島国立公園の公園区域及び公園計画変更書〔奄美群島国立公園（仮称）新規指定に伴う解除〕（環境省原案）」

(3) 資料（決定案）の入手方法

決定案及びその概要は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/press/index.php>）に掲載するとともに、（1）の問い合わせ先で閲覧することができます。

(4) 提出期間

平成28年10月6日（木）から11月4日（金）までの30日間

(5) 意見の提出方法

意見は次の方法によりご提出願います。（※電話での意見は受けかねますので御了承ください。）

<提出先> 環境省自然環境局国立公園課

① 郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 ※締め切り日当日消印まで有効

② F A Xの場合 03-3595-1716

③ 電子メールの場合 shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出

+ 環境省のご案内

+ 政策分野・行政活動

+ 環境基準・法令等

+ 白書・統計・資料

+ 申請・届出・公募

- 報道・広報

[大臣記者会見・談話等](#)

[報道発表資料](#)

[行事予定](#)

[環境省広報誌 エコジョン](#)

[メールマガジン&会員登録サ](#)

[イト](#)

[環境省図書館のご案内](#)

[こどものページ](#)

[ビデオ・写真ライブラリ](#)

[環境省動画チャンネル](#)

[\(YouTube\)](#)

+ 熊本地震への対応

することは、御遠慮ください。

<意見提出に関する共通留意事項>

- ・件名に必ず、「奄美群島国立公園（仮称）の指定及び公園計画の決定等への意見」と記載してください。
- ・本文の様式は問いません。
- ・意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・FAX番号・メールアドレスを御記入ください（これらの記入がないものは無効となります）。
- ・いただいた意見の内容は公表を前提としますので、意見公表の際、匿名を希望する場合はその旨を必ず明記してください。

3 公園区域の指定及び公園計画決定案の概要

| 項目 | 概要 |
|---------|---|
| 公園区域の指定 | 陸域：42,294ha、海域：33,099ha |
| 公園計画の決定 | ○保護規制計画（特別保護地区、第1・2・3種特別地域、海域公園地区） ○保護施設計画（自然再生施設） ○利用施設計画（集団施設地区、園地、宿舍、野営場、水泳場、博物展示施設、車道、歩道） |

※公園計画については、<http://www.env.go.jp/park/about/history.html> を参照。

4 提出された意見の取り扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

5 今後の主なスケジュール（予定）

| | |
|----------|-------------------------|
| 平成28年12月 | 提出された意見を取りまとめた上、公表 |
| 平成29年1月頃 | 中央環境審議会に諮問・答申 |
| 平成29年春頃 | 中央環境審議会の答申を踏まえ、官報告示（指定） |

添付資料

- [資料1-1 奄美群島国立公園（仮称）の指定書及び公園計画書（環境省原案）](#) [PDF 1.8 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園区域図（奄美大島）](#) [PDF 7.0 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園区域図（喜界島）](#) [PDF 752 KB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園区域図（徳之島）](#) [PDF 3.4 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園区域図（沖永良部島）](#) [PDF 1.0 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園区域図（与論島）](#) [PDF 516 KB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園区域及び公園計画位置図](#) [PDF 391 KB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園区域及び公園計画図（奄美大島全域）](#) [PDF 6.9 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園計画図（奄美大島①）](#) [PDF 5.5 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園計画図（奄美大島②）](#) [PDF 10.0 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園計画図（奄美大島②副図1～5）](#) [PDF 5.6 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園計画図（奄美大島③）](#) [PDF 7.6 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園計画図（奄美大島④）](#) [PDF 5.3 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園計画図（喜界島）](#) [PDF 1.4 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園計画図（徳之島）](#) [PDF 6.2 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園計画図（沖永良部島）](#) [PDF 2.3 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）公園計画図（与論島）](#) [PDF 956 KB]
[資料1-2 奄美群島国立公園の公園区域及び公園計画変更書（変更図含む）](#) [奄美群島国立公園（仮称）新規指定に伴う解除]（環境省原案） [PDF 2.1 MB]
[奄美群島国立公園（仮称）の指定及び公園計画決定案の概要](#) [PDF 212 KB]

連絡先
環境省自然環境局国立公園課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8279

課長 : 岡本 光之 (6440)

課長補佐: 河野 通治 (6650)

専門官 : 小林 誠 (6694)



PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Readerが必要です。
Adobe Reader（無償）をダウンロードしてご利用ください。

[ページ先頭へ](#)



環境省（法人番号1000012110001）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) 地図・交通案内

[環境省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.